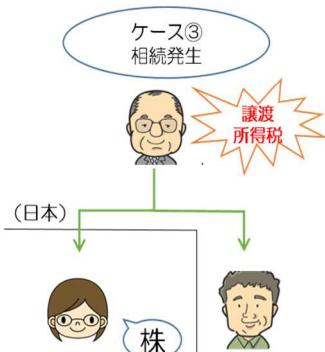
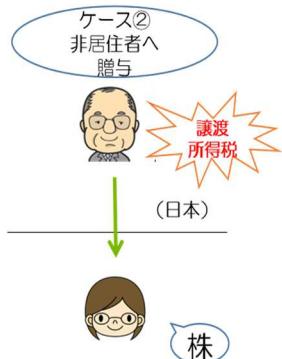
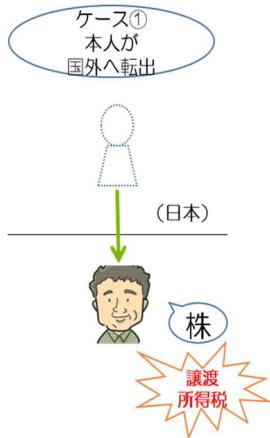


## 制度の概要

平成27年7月1日以後に国外転出をする居住者が**1億円以上の有価証券**等を所有している場合には、  
その国外転出の時にその有価証券等を**譲渡したものとみなして**、その含み益に所得税を課税する。  
また、贈与や相続の時において**1億円以上の有価証券**等を所有している居住者から、当該贈与や相続により有価証券が非居住者へ移転した場合には、その贈与や相続の時にその有価証券等を**譲渡したものとみなして**、その含み益に所得税を課税する。



## TAX ニュースレター

東 栄 税 理 士 法 人

03-5778-4722

http://toeitax.co.jp/

2016/8月号

## 1億円以上の株を持っていたら要注意！

## 出国税とは

今回は平成27年度税制改正で創設された「出国税」について解説したいと思います。

当該制度は実際に売却していないにも関わらず要件を満たしてしまうと売却したものとみなして課税されてしまう、という非常に怖いものです。納税資金がない恐れもあります。（そのため、納税を猶予してもらう手続きもあります）。もちろん1億円以上株式を持っているような超富裕層限定です。オーナー企業の経営者が想定されます。

海外移住する場合や贈与する場合はまだ予想できるので優秀な税理士が付いていれば大きな問題はないと思いますが、当該制度で一番やっかいなのは相続の時です。

## 問題は相続の時

相続が発生した場合、**相続から4か月以内に被相続人（亡くなった人）の準確定申告を相続人が代わって行わなければなりません。**そして4か月以内に遺産分割がまとまっていない場合には法定相続分で相続したものと仮定して申告の有無を判断しなければなりません。つまり、被相続人が1億円以上の株を持っていて相続人にたまたま海外転勤している人がいる場合、**4か月以内に遺産分割ができるないと当該制度の対象となってしまう**のです。私の経験上4か月以内の遺産分割は不可能に近いです。相続時に非居住者が居ないことを祈るしかありません…

## 今月のコメント

税理士法人設立から2か月が経ち、業務も大分落ち着いてきました。やはり事務所に所属していた時と比べると仕事のリズムが違うので完全に慣れるまで時間がかかりそうです。なお、今年は夏休みは取らない予定でしたが、気分転換も必要かと翻意し9月に家族で沖縄に行くことにしました。娘は海を楽しめそうですが息子は海が怖くて先日行った湘南の海には全く入りませんでした。今回は楽しんでくれるといいのですが…

## 税理士岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-10-15 エキスパートオフィス渋谷505

TEL : 03-5778-4722

FAX : 03-5778-4723

Email : okamoto@toeitax.co.jp



## 東栄税理士法人